

保護預り規定

2020年3月2日現在

1. 契約の成立

当行は、お客さまからこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

2. 保護預り品の範囲

(1) 次に掲げるものを保護預り格納袋（以下「格納袋」といいます）に格納のうえ、封緘して預けてください。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当行は前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは、保護預りをおことわりすることがあります。

3. 契約期間等

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月31日までとします。
- (2) 契約期間満了日までに契約者または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

4. 保護預り手数料

- (1) 保護預り手数料は、毎年3月および9月の10日（ただし、該当日が休日の場合は、その翌営業日）に前6ヵ月分を後払いするものとし、契約者が指定した預金口座から、当座勘定規定あるいは普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しあるいは普通預金の通帳および払戻請求書の提出を省略して払戻しのうえ手数料に充当します。
なお、当初の手数は、契約日の属する月を1ヵ月として、その月から最初に到来する手数料徴収日の属する月までの分とします。ただし、3月と9月の新規契約分については、契約時に、1ヵ月分を支払ってください。
- (2) 手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。
変更後の手数料は、変更日以後最初に到来する徴収日の属する手数料徴収期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月までの手数料を支払ってください。

5. 保護預り品の出入れ

- (1) 保護預り品の出入れにあたっては、当行所定の「保護預り格納袋開封票」に届出の印章により記名押印して「保護預り証」（以下「預り証」といいます）とともに提出してください。なお再お預りは、別にお渡しする格納袋に格納のうえ、届出の印章で封印してください。
- (2) 保護預り品の出入れは、当行所定の場所で行ってください。

6. 届出事項の変更等

- (1) 印章・預り証を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届けてください。
この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

7. 印章または預り証の喪失時の取扱い

印章または預り証を失った場合の保護預り品の出入れは、当行所定の手続きをした後に行ってください。

8. 印鑑照合等

保護預り格納袋開封票、諸届その他の保護預り取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、保護預り品の出入れその他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の出入れの申出にはただちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保護預り品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 契約者もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預り品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

10. 解約等

- (1) この契約は、契約者の申出によりいつでも解約することができます。
この場合、届出の印章および預り証を持参し、当行所定の手続きをしてください。なお、届出の印章または預り証を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。
この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしたうへ保護預り品をお受取りください。
第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 契約者が手数料を支払わないとき
 - ② 契約者について相続の開始があったとき
 - ③ 契約者もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預り品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたは、そのおそれがあると認められる相当の

事由が生じたとき

- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 契約者または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前二項の保護預り品の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から、お受取り日の属する月までの手数料相当額を月割り計算によって支払ってください。
- なお、当行はこの遅延損害金を保護預り品引取り日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (4) 第1項または第2項の保護預り品のお受取りが3ヵ月以上遅延したときは、当行は格納袋開封のうえ、保護預り品を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
- なお、当行は格納袋の開封に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。
- これらに要する費用は契約者の負担とします。
- (5) 手数料、遅延損害金その他契約者が負担すべき費用が支払わないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。
- この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

11. 保護預り品の一時引取り等

- (1) 保護預り品の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当行が保護預り品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当行は契約者にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

12. 緊急措置

法令の定めるところにより、格納袋の開封を求められたとき、または店舗の火災、保護預り品の異変等緊急を要するときは、当行は格納袋を開封し臨機の処置をすることができるものとします。

このために生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. 譲渡、質入れの禁止

この契約による契約者の権利および保護預り証は、譲渡または質入れすることはできません。

14. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上